



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次	（*については県例規集掲載事項）	（取扱課室名）	ページ
○ 公安委員会規則			
*9 和歌山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則			 1
○ 告示			
750 令和8年度後期技能検定の実施		（労働政策課）	 2
751 保安林の皆伐面積の公表		（森林整備課）	 6
752 土砂災害警戒区域の指定の解除		（砂防課）	 7
753 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定の解除		（ 〃 ）	 7
754 〃		（ 〃 ）	 7
755 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定		（ 〃 ）	 8
756 〃		（ 〃 ）	 9
757 〃		（ 〃 ）	 9
758 〃		（ 〃 ）	 10
759 〃		（ 〃 ）	 10
*760 和歌山県物品の購入、役務の提供等の契約に係る競争入札参加者の資格に関する要綱の一部を改正する告示		（総務事務集中課）	 10

公安委員会規則

和歌山県公安委員会規則第9号

和歌山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年9月1日

和歌山県公安委員会委員長 竹 山 早 穂

和歌山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

和歌山県道路交通法施行細則（昭和47年和歌山県公安委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（車両の通行禁止規制の適用除外車両） 第4条 法第4条第2項の規定に基づき、道路標識等による車両の通行禁止の対象から除外する車両は、次に掲げるとおりとする。 (1) 略 (2) 車両通行禁止、歩行者用道路及び指定方向外進行禁止（一方通行に係るものを除く。）の規制を除外する車両 公職選挙法（昭和25年法律第100号）に定める選挙運動用又は政治活動用の自動車で、<u>街頭演説又は街頭政談演説（これらに付随する行為を含む。）</u>を行うために通行するもの (3)・(4) 略 2～6 略 （最高速度規制の適用除外車両） 第4条の2 法第4条第2項の規定に基づき、道路標識等による最高速度の<u>規制（最高速度が、</u>	（車両の通行禁止規制の適用除外車両） 第4条 法第4条第2項の規定に基づき、道路標識等による車両の通行禁止の対象から除外する車両は、次に掲げるとおりとする。 (1) 略 (2) 車両通行禁止、歩行者用道路及び指定方向外進行禁止（一方通行に係るものを除く。）の規制を除外する車両 公職選挙法（昭和25年法律第100号）に定める選挙運動用又は政治活動用の自動車で、<u>街頭演説又は街頭政談演説</u>を行うために通行するもの (3)・(4) 略 2～6 略 （最高速度規制の適用除外車両） 第4条の2 法第4条第2項の規定に基づき、道路標識等による最高速度の<u>規制</u>の対象から除外

令第11条又は第27条第 1 項に定める最高速度を
超えるものを除く。）の対象から除外する車両
は、専ら交通の取締りに従事する自動車とする
。

（交通規制の適用除外車両）
第 4 条の 3 法第 4 条第 2 項の規定に基づき、道
路標識等による交通規制（最高速度の規制にあ
っては、令第11条又は第27条第 1 項に定める最
高速度を超えるものを除く。）の対象から除外
する車両は、警衛要則（昭和54年国家公安委員
会規則第 1 号）に定める警衛のために編成され
た車列を構成する自動車又は警護要則（令和 4
年国家公安委員会規則第15号）に定める警護の
ために編成された車列を構成する自動車で、当
該用務のために使用中のものとする。

別表第 2（第10条の 2 関係）

路線名	区間
略	
一般国道371号	橋本市御幸辻六段622番1地 先から橋本市市脇一丁目40番 2地先まで
一般国道424号	田辺市稲成町字南江原303番 1地先から田辺市あけぼの12 48番19地先まで
略	
一般県道和歌 山海南線	和歌山市手平五丁目36番25号 先から和歌山市小雑賀607番 地1地先まで
一般県道秋津 川田辺線	田辺市稲成町字新江原3150番 地先から田辺市稲成町字南江 原303番1地先まで
略	
主要地方道海 南金屋線	略
主要地方道田 辺白浜線	田辺市あけぼの1248番19地先 から田辺市新庄町字名喜里18 77番3地先まで
略	

する車両は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 緊急自動車
(2) 専ら交通の取締りに従事する自動車

（交通規制の適用除外車両）
第 4 条の 3 法第 4 条第 2 項の規定に基づき、道
路標識等による全ての交通規制の対象から除外
する車両は、警衛要則（昭和54年国家公安委員
会規則第 1 号）に定める警衛のために編成され
た車列を構成する自動車又は警護要則（令和 4
年国家公安委員会規則第15号）に定める警護の
ために編成された車列を構成する自動車で、当
該用務のために使用中のものとする。

別表第 2（第10条の 2 関係）

路線名	区間
略	
一般国道371号	橋本市御幸・六段622番1地 先から橋本市市脇一丁目40番 2地先まで
略	
一般県道和歌 山海南線	和歌山市手平五丁目36番25号 先から和歌山市小雑賀607番 地1地先まで
略	
主要地方道海 南金屋線	略
略	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

和歌山県告示第750号

職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第66条第3項の規定に基づき、令和8年度後期
技能検定の実施に係る事項について次のとおり公示する。

令和8年9月1日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 実施する等級別検定職種

(1) 特級

機械加工、金属プレス加工、工場板金、仕上げ、機械検査、電子機器組立て、電気機器組立て、油圧装置調整、建設機械整備

(2) 1級及び2級

工場板金（機械板金作業、数値制御タレットパンチプレス板金作業）、ローブ加工（ローブ加工作業）、機械検査（機械検査作業）、シーケンス制御（シーケンス制御作業）、時計修理（時計修理作業）、空気圧装置組立て（空気圧装置組立て作業）、油圧装置調整（油圧装置調整作業）、農業機械整備（農業機械整備作業）、冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）、婦人子供服製造（婦人子供既製服縫製作業）、和裁（和服製作作業）、パン製造（パン製造作業）、菓子製造（洋菓子製造作業、和菓子製造作業）、建築大工（大工工事作業）、かわらぶき（かわらぶき作業）、配管（建築配管作業）、型枠施工（型枠工事作業）、鉄筋施工（鉄筋施工図作成作業、鉄筋組立て作業）、コンクリート圧送施工（コンクリート圧送工事作業）、防水施工（合成ゴム系シート防水工事作業、塩化ビニル系シート防水工事作業、改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業）、樹脂接着剤注入施工（樹脂接着剤注入工事作業）、ガラス施工（ガラス工事作業）、機械・プラント製図（機械製図手書き作業、機械製図CAD作業）、金属材料試験（組織試験作業）、塗装（鋼橋塗装作業）、広告美術仕上げ（広告面ペイント仕上げ作業、広告面粘着シート仕上げ作業）

(3) 3級

機械加工（普通旋盤作業）、機械検査（機械検査作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、シーケンス制御（シーケンス制御作業）、時計修理（時計修理作業）、冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）、和裁（和服製作作業）、家具製作（家具手加工作業）、建築大工（大工工事作業）、かわらぶき（かわらぶき作業）、配管（建築配管作業）、鉄筋施工（鉄筋組立て作業）、機械・プラント製図（機械製図手書き作業、機械製図CAD作業）、広告美術仕上げ（広告面粘着シート仕上げ作業）

(4) 単一等級

電子回路接続（電子回路接続作業）

2 技能検定試験の方法

実技試験及び学科試験

3 技能検定試験の手数料、実施期日、実施場所等

(1) 実技試験

ア 手数料

(ア) 特級

検定職種	手数料 (1件)
機械加工、金属プレス加工、工場板金、仕上げ、機械検査、電子機器組立て、電気機器組立て、油圧装置調整、建設機械整備	18,200円

(イ) 1級、2級、3級及び単一等級

検定職種	手数料 (1件)
和裁、機械・プラント製図	13,300円
機械検査、婦人子供服製造	15,100円
機械加工、工場板金、ローブ加工、電子機器組立て、シーケンス制御、時計修理、空気圧装置組立て、油圧装置調整、農業機械整備、冷凍空気調和	18,200円

機器施工、家具製作、パン製造、菓子製造、建築大工、かわらぶき、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、樹脂接着剤注入施工、ガラス施工、金属材料試験、塗装、広告美術仕上げ、電子回路接続

(ウ) (イ) の規定にかかわらず、実技試験の受検者が次のaからdまでのいずれかに該当する場合の実技試験の手数料の額は、aからdまでの区分に応じ、それぞれaからdまでに定める額とする。

a 実技試験を実施する日の属する年度の4月1日において23歳未満である者（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の上欄の在留資格をもって在留する者及びbからdまでに規定する在校生を除く。）

3級

検定職種	手数料（1件）
和裁、機械・プラント製図	4,300円
機械検査	6,100円
機械加工、電子機器組立て、シーケンス制御、時計修理、冷凍空気調和機器施工、家具製作、建築大工、かわらぶき、配管、鉄筋施工、広告美術仕上げ	9,200円

b 実技試験を実施する日の属する年度の4月1日において23歳未満である在校生（公共職業能力開発施設の職業訓練を受けている者、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の生徒、大学の学生その他これらに類する者として知事が認めるものをいう。以下同じ。）（出入国管理及び難民認定法別表第1の上欄の在留資格をもって在留する者を除く。）

2級

検定職種	手数料（1件）
和裁、機械・プラント製図	4,300円
機械検査、婦人子供服製造	6,100円
工場板金、ローブ加工、シーケンス制御、時計修理、空気圧装置組立て、油圧装置調整、農業機械整備、冷凍空気調和機器施工、パン製造、菓子製造、建築大工、かわらぶき、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、樹脂接着剤注入施工、ガラス施工、金属材料試験、塗装、広告美術仕上げ	9,200円

c 在校生（dに規定する在校生を除く。）

3級

検定職種	手数料（1件）
和裁、機械・プラント製図	8,900円
機械検査	10,100円
機械加工、電子機器組立て、シーケンス制御、時計修理、冷凍空気調和機器施工、家具製作、建築大工、かわらぶき、配管、鉄筋施工、広告美術仕上げ	12,100円

d 実技試験を実施する日の属する年度の4月1日において23歳未満である在校生（出入国管理及び難民認定法別表第1の上欄の在留資格をもって在留する者を除く。）

3級

検定職種	手数料（1件）
機械加工、機械検査、電子機器組立て、シーケンス制御、時計修理、冷凍空気調和機器施工、和裁、家具製作、建築大工、かわらぶき、配管、鉄筋施工、機械・プラント製図、広告美術仕上げ	2,900円

イ 実施期日

実技試験は、令和8年12月4日（金）から令和9年2月14日（日）までの間において、別途和歌山県職業能力開発協会（以下「協会」という。）が指定する日に行う。

ウ 実施場所

実技試験は、別途協会が指定する場所で行う。

エ 問題の公表

実技試験の問題は、あらかじめ令和8年11月27日（金）から和歌山県商工労働部商工労働政策局労働政策課（以下「労働政策課」という。）及び協会において閲覧することができる。ただし、一部の検定職種については公表しない。

(2) 学科試験

ア 手数料 3,100円

イ 実施期日

学科試験の実施期日は、検定職種ごとに次のとおりとする。

検定職種	等級	実施期日
機械検査、シーケンス制御、婦人子供服製造、配管、型枠施工、ガラス施工、金属材料試験	1級及び2級	令和9年1月24日（日）
シーケンス制御、配管	3級	
機械加工、金属プレス加工、工場板金、仕上げ、機械検査、電子機器組立て、電気機器組立て、油圧装置調整、建設機械整備	特級	令和9年1月31日（日）
工場板金、時計修理、油圧装置調整、農業機械整備、冷凍空気調和機器施工、和裁、パン製造、防水施工、機械・プラント製図	1級及び2級	
時計修理、冷凍空気調和機器施工、和裁、家具製作、機械・プラント製図	3級	
ローブ加工、空気圧装置組立て、菓子製造、建築大工、かわらぶき、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、樹脂接着剤注入施工、塗装、広告美術仕上げ	1級及び2級	令和9年2月7日（日）
機械加工、機械検査、電子機器組立て、建築大工、かわらぶき、鉄筋施工、広告美術仕上げ	3級	
電子回路接続	単一等級	

ウ 実施場所

学科試験は、和歌山市及び田辺市において別途協会が指定する場所で行う。

4 受検申請の手続

(1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面

(2) 提出先

協会

郵便番号 640-8272

和歌山市砂山南三丁目3番38号 和歌山技能センター内

電話番号 073-425-4555

(3) 受付期間

令和8年10月5日（月）から同月16日（金）まで

(4) 受検申請に関する注意

ア 申請書の用紙及び受検案内は、協会で交付する。

なお、申請書の用紙の郵送を求める場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱記し、返信用封筒（角形2号封筒に宛先を記入し、180円切手を貼ったもの）を同封すること。

イ 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「〇級技能検定受検申請書在中」と朱記すること。

なお、実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面を同封すること。

郵送による申請書は、受付期間内の消印のあるものに限り受け付ける。

5 手数料の納付方法

実技試験の手数料（3（1）アに定める額）及び学科試験の手数料（3,100円）を申請書に添えて納付するものとする。ただし、実技試験若しくは学科試験の免除を受けようとする場合又は実技試験若しくは学科試験を受検しない場合は、当該試験に係る手数料の納付は要しない。

なお、受検申請を受け付けた後は、申請を取り下げた場合又は実技試験若しくは学科試験を受けなかった場合でも手数料の返還はしない。

6 合格者の発表等

(1) 技能検定合格者の発表

技能検定合格者の受検番号を、令和9年3月12日（金）に和歌山県ホームページに掲載するとともに、書面で通知する。

(2) 実技試験又は学科試験の合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかにのみ合格した者については、書面で通知する。

(3) 技能検定合格証書等の交付

特級、1級及び単一等級の技能検定合格者には厚生労働大臣の、2級又は3級の技能検定合格者には知事の合格証書が交付されるとともに、特級の技能検定合格者には特級技能士章、1級の技能検定合格者には1級技能士章、2級の技能検定合格者には2級技能士章、3級の技能検定合格者には3級技能士章、単一等級の技能検定合格者には単一等級技能士章が、それぞれ交付される。

7 その他

技能検定について不明な点は、労働政策課（電話番号 073-441-2800）又は協会（電話番号 073-425-4555）に問い合わせること。

和歌山県告示第751号

森林法施行令（昭和26年政令第276号）第4条の2第3項の規定により、令和8年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法（昭和26年法律第249号）第34条第1項の許可をすべき皆伐面積の限度たる面積を次のとおり公表する。

令和8年9月1日

和歌山県知事 宮 崎 泉

同一の単位とされる保安林	皆伐面積の限度たる面積（ヘクタール）

紀南地域水源涵養保安林	3, 579. 19
紀中地域水源涵養保安林	1, 398. 25
紀北地域水源涵養保安林	307. 89
紀南地域土砂流出防備保安林	966. 19
紀中地域土砂流出防備保安林	403. 70
紀北地域土砂流出防備保安林	412. 64
紀南地域干害防備保安林	9. 26
紀中地域干害防備保安林	7. 92
紀北地域干害防備保安林	15. 64
和歌山県全域保健保安林	152. 37

和歌山県告示第752号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第6項の規定により、平成22年和歌山県告示第589号で指定した次の土砂災害警戒区域の指定を解除する。

令和8年9月1日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

2 土砂災害警戒区域の名称

吹井14（Ⅳ-004）

3 土砂災害警戒区域の表示

次の図書のとおり

（「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川下水道局砂防課及び日高振興局建設部並びに由良町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第753号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第6項及び第9条第9項の規定により、平成22年和歌山県告示第630号、平成22年和歌山県告示第819号及び平成23年和歌山県告示第1299号で指定した次の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除する。

令和8年9月1日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

2 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称

池崎（Ⅰ-463）、神田（Ⅰ-472）、琴ノ浦西（Ⅰ-490）、脇の浜・脇ノ浜（2）・脇の浜（3）・脇ノ浜（4）・脇ノ浜（5）（Ⅰ-624）

3 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

（「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川下水道局砂防課及び海草振興局建設部並びに海南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第754号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第6項

及び第9条第9項の規定により、平成27年和歌山県告示第866号、平成29年和歌山県告示第848号、平成30年和歌山県告示第1046号及び令和2年和歌山県告示第273号で指定した次の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除する。

令和8年9月1日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

2 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称

片山1（Ⅰ-1267）、下五味（Ⅰ-1272）、猪之山（Ⅰ-1324）、山内（126）（Ⅰ-50258）、東本庄下五味（Ⅱ-4916）

3 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

（「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川下水道局砂防課及び日高振興局建設部並びにみなべ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第755号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和8年9月1日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

(1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊の崩壊、土石流

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称

池崎（Ⅰ-463）、神田（Ⅰ-472）、琴ノ浦西（Ⅰ-490）、脇の浜・脇ノ浜（2）・脇の浜（3）・脇ノ浜（4）・脇ノ浜（5）（Ⅰ-624）、日方川右支溪（1-202-3-025）

(3) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

(4) 法第9条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）で定める事項

次の図書のとおり

（「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川下水道局砂防課及び海草振興局建設部並びに海南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

2 土砂災害警戒区域

(1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

(2) 土砂災害警戒区域の名称

青枝川右支溪（1-301-1-040-2）

(3) 土砂災害警戒区域の表示

次の図書のとおり

（「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川下水道局砂防課及び海草振興局建設部並びに海南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第756号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和8年9月1日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

(1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊、土石流

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称

上中野（102）（Ⅱ-40534）、名島谷川（4-362-1-001）、つづら谷川（4-362-1-008-1）、つづら谷川（4-362-1-008-2）、つづら谷川（4-362-1-008-3）、露谷川（4-362-1-014-1）、露谷川（4-362-1-014-2）、地藏寺谷川（4-362-1-015）、小池谷川（4-362-1-017）、小池東谷川（4-362-1-018）、乙田谷川（4-362-1-019）、崎山谷川（4-362-2-001）、椎ノ木池谷川（4-362-2-002）、泣谷川（4-362-2-059）

(3) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

(4) 法第9条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）で定める事項

次の図書のとおり

（「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川下水道局砂防課及び有田振興局建設部並びに広川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

2 土砂災害警戒区域

(1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

(2) 土砂災害警戒区域の名称

北谷池東谷川（4-362-1-022）

(3) 土砂災害警戒区域の表示

次の図書のとおり

（「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川下水道局砂防課及び有田振興局建設部並びに広川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第757号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和8年9月1日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

2 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称

楠本（133）（Ⅱ-40535）

3 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

- 4 法第9条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）で定める事項

次の図書のとおり

（「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川下水道局砂防課及び有田振興局建設部並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第758号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和8年9月1日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

- 2 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称

吹井14（IV-004）

- 3 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

- 4 法第9条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）で定める事項

次の図書のとおり

（「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川下水道局砂防課及び日高振興局建設部並びに由良町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第759号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和8年9月1日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

- 2 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称

片山1（I-1267）、下五味（I-1272）、猪之山（I-1324）東本庄下五味（II-4916）

- 3 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

- 4 法第9条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）で定める事項

次の図書のとおり

（「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川下水道局砂防課及び日高振興局建設部並びにみなべ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第760号

和歌山県物品の購入、役務の提供等の契約に係る競争入札参加者の資格に関する要綱の一部を改正する

告示を次のように定める。

令和8年9月1日

和歌山県知事 宮 崎 泉

和歌山県物品の購入、役務の提供等の契約に係る競争入札参加者の資格に関する要綱（令和5年和歌山県告示第1000号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（入札参加資格） 第3条 入札に参加することができる者（以下「入札参加資格者」という。）は、次に掲げる条件を満たす者で、資格審査を受け、第7条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録されているものとする。 (1)～(3) 略 (4) 和歌山県の区域内（以下「県内」という。）に本店又は支店その他の事業所を有する者にあつては、県が課する全ての税（個人県民税及び地方消費税を除く。）及びこれに付随する延滞金等に未納がないこと。 (5) <u>消費税及び地方消費税に未納がないこと。</u> (6) 略 (7) 入札参加希望業務に係る営業に関して、法令等の規定により必要な官公署の免許、登録、許可、認可等（以下「許認可等」という。）を受けている者又は必要な官公署への届出等を行っている者であること。 (8) 略 (9) 次のアからケまでのいずれにも該当しない者であること。 ア～オ 略 カ 国、地方公共団体、独立行政法人等（<u>刑法（明治40年法律第45号）第197条から第197条の4までの収賄等に関する規定の適用を受ける同法第7条に規定する公務員が所属する機関をいう。以下これらを総称して「公共機関」という。</u>）の入札、契約その他の業務の執行に関して、法令に違反した容疑で逮捕、書類送検若しくは起訴され、刑が確定した者（その刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった者を除く。）が経営し、又は経営に実質的に関与している者 キ～ケ 略 （資格審査の申請） 第4条 資格審査を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、和歌山県物品・役務電子調達システム（和歌山県が電子情報処理組織を利用して物品又は役務に係る調達を行うシステムをいう。以下「電子調達システム」という。）又は知事が別に定める申請書（第6条においてこれらを総称して「申請書等」という。）を用い、次に掲げる書類（以下「申請添付書類」という。）を添えて、知事が別に定めるところにより提出するものとする。ただし、知事が特に認める場合には、その申請添付書類の一部について提出を免除することができる。 (1) 略 (2) 県内に本店又は支店その他の事業所を有する者のうち、知事が必要と認めるものにあつては、和歌山県が発行した、<u>県が課する全ての税（個人県民税及び地方消費税を除く。）及びこれに付随する延滞金等</u>に未納がないこと	（入札参加資格） 第3条 入札に参加することができる者（以下「入札参加資格者」という。）は、次に掲げる条件を満たす者で、資格審査を受け、第7条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録されているものとする。 (1)～(3) 略 (4) 和歌山県の区域内（以下「県内」という。）に本店又は支店その他の事業所を有する者にあつては、県が課する全ての税（個人県民税及び地方消費税を除く。）及びこれに付随する延滞金等<u>を完納していること。</u> (5) <u>消費税及び地方消費税を完納していること。</u> (6) 略 (7) 入札参加希望業務に係る営業を行うにつき、法令等の規定により必要な官公署の免許、登録、許可、認可等（以下「許認可等」という。）を受けている者又は必要な官公署への届出等を行っている者であること。 (8) 略 (9) 次のアからケまでのいずれにも該当しない者であること。 ア～オ 略 カ 国、地方公共団体<u>その他の公共団体（以下「公共機関」という。）</u>の入札、契約その他の業務の執行に関して、法令に違反した容疑で逮捕、書類送検若しくは起訴され、刑が確定した者（その刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった者を除く。）が経営し、又は経営に実質的に関与している者 キ～ケ 略 （資格審査の申請等） 第4条 資格審査を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、和歌山県物品・役務電子調達システム（和歌山県が電子情報処理組織を利用して物品又は役務に係る調達を行うシステムをいう。以下「電子調達システム」という。）又は知事が別に定める申請書（第6条においてこれらを総称して「申請書等」という。）を用い、次に掲げる書類（以下「申請添付書類」という。）を添えて、知事が別に定めるところにより提出するものとする。ただし、知事が特に認める場合には、その申請添付書類の一部について提出を免除することができる。 (1) 略 (2) 県内に本店又は支店その他の事業所を有する者のうち、知事が必要と認めるものにあつては、和歌山県が発行した、<u>県が課する税（延滞金等を含む。）の全税目</u>に未納がないことを確認できる納税証明書

とを確認できる納税証明書

- (3) 略
- (4) 申請時の直前の事業年度における決算を明らかにする書類（法人にあっては貸借対照表及び損益計算書又はそれらに相当する書類、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）
- (5) 略
- (6) 入札参加希望業務（類似する業務を含む。）について 1 年以上の営業経験があることを示す書類

(7)・(8) 略

2 略

（資格審査の申請時期及び入札参加資格の有効期間等）

第 5 条 資格審査の申請ができる期間及び入札参加資格の有効期間等は、次のとおりとする。

(1) 定期審査

ア 申請時期

令和 5 年を初年とする同年以後の 3 年ごとの各年（以下「定期審査年」という。）における 10 月 1 日から同月 31 日（その日が和歌山県の休日（アにおいて「休日」という。）に当たるときは、その翌日以降においてその日に最も近い休日でない日）までの期間

イ・ウ 略

(2) 略

（変更届）

第 9 条 入札参加資格者は、次に掲げる事項について変更があったときは、直ちに知事が別に定める変更届を提出するものとする。この場合において、当該変更の事実を証する書類を併せて提出しなければならない。

- (1) 法人にあっては、その商号若しくは名称、代表者の職名若しくは氏名、役員又はこれに準ずる者
- (2) 個人にあっては、商号、屋号等又はその者の職名若しくは氏名
- (3) 主たる事務所の所在地、電話番号又はファクシミリ番号
- (4) 和歌山県の区域外に主たる事務所を有する者が入札に参加するために委任した代理人の職名若しくは氏名又は当該代理人が所管する支店その他の事業所の名称、所在地、電話番号若しくはファクシミリ番号

(5) 略

2・3 略

（入札参加の停止）

第 12 条 略

（入札参加資格の取消し及び入札参加の停止の通知）

第 13 条 知事は、第 11 条の規定による入札参加資格の取消し又は前条の規定による入札参加の停止をしたときは、その旨をその者に対して通知する。

(3) 略

- (4) 申請時の直前の事業年度における決算を明らかにする書類（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はそれらに相当する書類、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）

(5) 略

- (6) 入札参加希望業務（新たにその営業を始めた者にあっては、それに類似する業務）について 1 年以上の営業経験があることを示す書類

(7)・(8) 略

2 略

（資格審査の申請時期及び入札参加資格の有効期間等）

第 5 条 資格審査の申請ができる期間及び入札参加資格の有効期間等は、次のとおりとする。

(1) 定期審査

ア 申請時期

令和 5 年を初年とする同年以後の 3 年ごとの各年（以下「定期審査年」という。）における 10 月 1 日から同月 31 日までの期間

イ・ウ 略

(2) 略

（変更届）

第 9 条 入札参加資格者は、次に掲げる事項について変更があったときは、直ちに知事が別に定める変更届を提出するものとする。この場合において、当該変更の事実を証する書類を併せて提出しなければならない。

- (1) 第 7 条第 5 項第 2 号及び第 3 号に掲げる事項
- (2) 法人にあっては、役員、これに準ずる者又は和歌山県の区域外に主たる事務所を有する者が入札に参加するために選定した代理人
- (3) 和歌山県と取引を行う本店又は支店その他の事業所に関する事項

(4) 略

2・3 略

（入札参加の停止）

第 12 条 略

2 知事は、前項の規定により入札参加の停止をした場合において、当該入札参加の停止の原因である事実又は行為について適当な是正措置がとられ、かつ、入札の執行、契約の履行又は業務の施行上支障がないと認めるときは、当該入札参加の停止の期間を短縮することができる。

（入札参加資格の取消し及び入札参加の停止の通知）

第 13 条 知事は、第 11 条の規定による入札参加資格の取消し又は前条第 1 項本文の規定による入札参加の停止をしたときは、その旨をその者に対して通知する。

別表 (第 2 条関係)
物品の購入、役務の提供等の契約に係る業
務種目一覧表

業務種目		
大分類		小分類
略		
8 機械等保守管理（建築物に係るものを除く。）	略	
	3	事務機器・ <u>工作機器保守管理</u>
	略	
略		

別表 (第 2 条関係)
物品の購入、役務の提供等の契約に係る業
務種目一覧表

業務種目		
大分類		小分類
略		
8 機械等保守管理（建築物に係るものを除く。）	略	
	3	事務機器・ <u>教育用工作機器保守管理</u>
	略	
略		

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和8年9月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示は、令和8年10月1日以降に行う入札に参加する者に必要な資格（以下この項において「入札参加資格」という。）の審査及びその決定の手続について適用し、その前日までに行う入札の入札参加資格の審査及びその決定の手続については、なお従前の例による。
- 3 この告示の施行の際、現にこの告示による改正前の和歌山県物品の購入、役務の提供等の契約に係る競争入札参加者の資格に関する要綱第3条に規定する入札参加資格を有している者は、令和8年12月31日までの間は、該当する業務種目について、この告示による改正後の和歌山県物品の購入、役務の提供等の契約に係る競争入札参加者の資格に関する要綱第3条に規定する入札参加資格を有する者とみなす。